

除雪作業にご協力を!!

雪国に暮らす私たちにとって、冬期間における雪処理はとても大きな課題となっています。

限られた予算の中で、町民すべてが満足いく除排雪の体制を、行政だけで構築していくのは困難です。

余市町では、昭和60年に町と町民が互いに手をたずさえて、秩序ある効率的な雪処理を行うことにより雪を克服し、明るく住みよい健康で文化的な冬を快適に過ごす街を築くことを目的とする『余市町冬を快適に過ごす条例』を制定しています。その中には町民の責務として、次のような条項が盛り込まれています。

- ◎ 町民は、除雪等計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任において処理する、とする理念を保ち町民生活全体の安全確保に寄与するよう努めなければならない。
- ◎ 町民は、区会その他の自治組織を通じ相互に協力し、自主的な除雪対策を講ずるよう努めなければならない。
- ◎ 町民は、雪処理に当たって特に次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 除雪道路には、みだりに雪を捨てないこと。ただし止むを得ない事情がある場合は、道路における交通等に支障のないよう適切な措置を講ずること。
 - 河川・用悪水路等の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。
- ◎ 町民は、住宅・車庫・塀・樹木・その他これらに類するものを建築又は設置しようとする場合は、道路除雪等の障害とならないよう雪に対し十分配慮するとともに、その屋根雪等の処理についても、第三者の障害とならないよう十分配慮しなければならない。

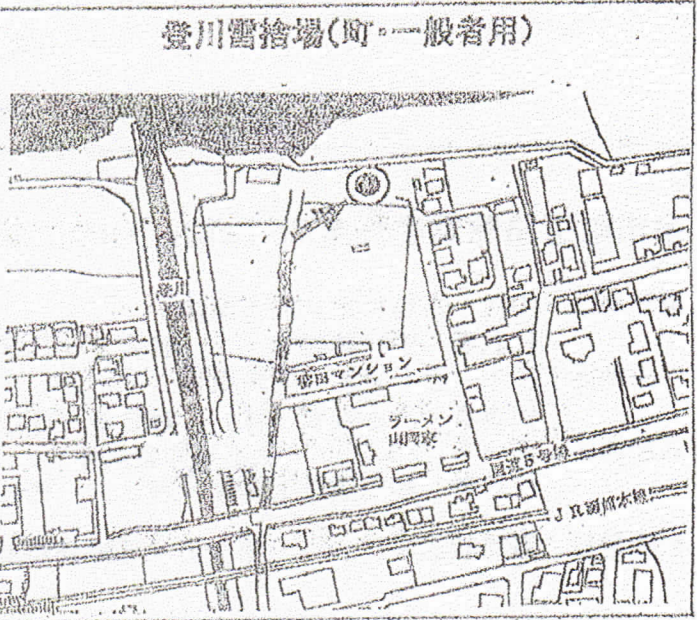
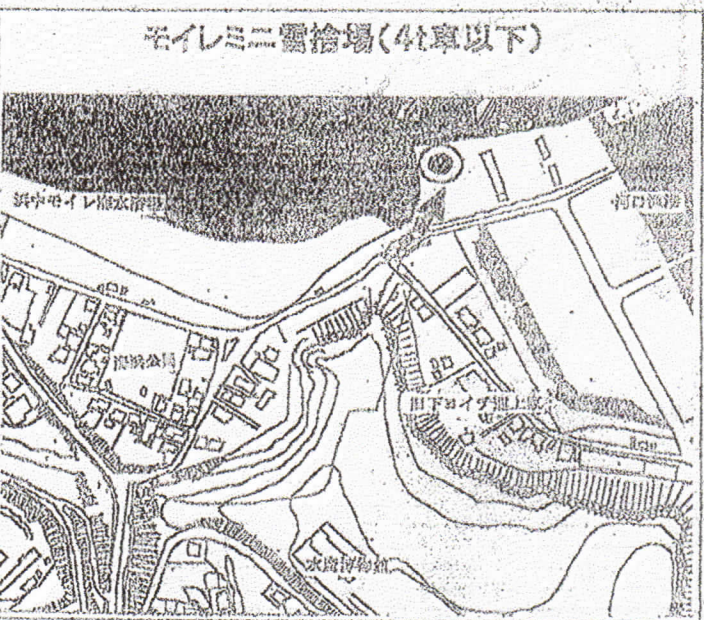
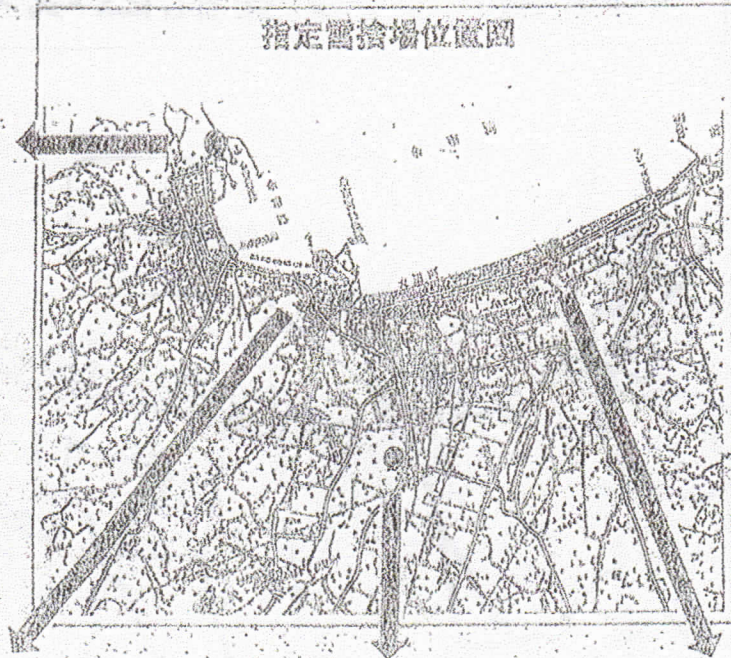
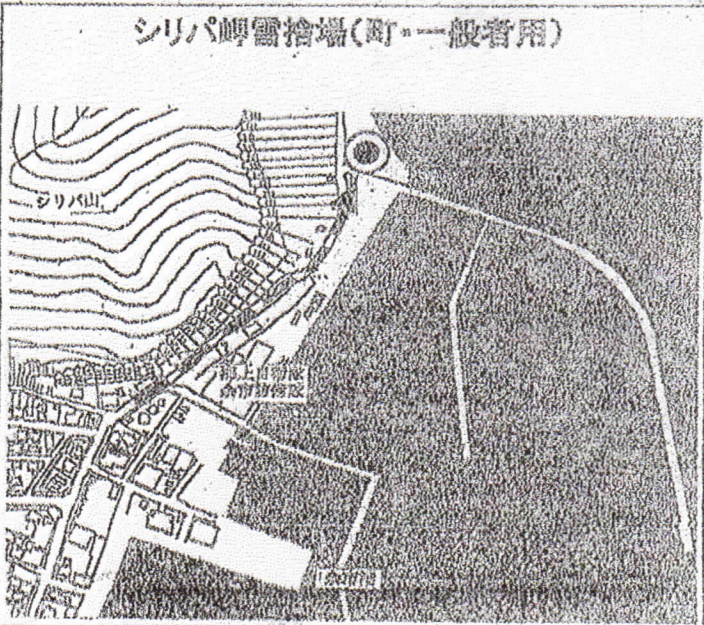
モラルを守って快適な冬をすごしましょう

余市町指定雪捨場

- ◆ 雪捨て場については、昨年と同じ場所となっています。
- ◆ 一般の方が使用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとします。
- ◆ モイレミニ雪捨て場は、通常午前8時30分から午後5時までとします。尚、月曜日と木曜日に限り午前8時30分から午後9時までとします。
- ◆ 大量の雪を搬入する場合は、事故防止のため、事前に除雪センターにご連絡ください。
- ◆ 天候・その他の状況によっては、モイレミニ雪捨て場については、閉鎖いたします。
- ※ 雪の堆積場所などとしてご協力いただける方、情報をお寄せ下さい。詳細は役場建設課まで。

除排雪に関する問い合わせ先

- ◎ 除排雪の苦情・情報に関すること
 - 余市町除雪センター ☎22-5877
- ◎ 町道の除排雪に関すること
 - 余市町除雪センター ☎22-5877
 - 役場建設課道路維持係 ☎21-2128
 - ④ 各地区の道路除雪委託業者
→ 業者名・電話番号は裏面の図面でご確認ください
- ◎ 高齢者・身障者の除雪サービスに関すること
 - 役場福祉課 ☎21-2120
- ◎ 道道の除排雪に関すること
 - 北海道後志総合振興局
小樽建設管理部余市出張所
☎23-2196
- ◎ 国道の除排雪に関すること
 - 北海道開発局小樽開発建設部
小樽道路事務所
☎0134-22-9211
☎0134-22-9116
- ※ 道の相談室 ☎0120-106-497
「道の相談室」は幅広く道に関する相談の受付、ご意見や苦情などに速やかに対応するための窓口で、小樽開発建設部小樽道路事務所が開設しています。



余市町除雪体制図(1) 《除雪ドーザ委託区域》

西部地区

中央地区

東部地区

余市町道路除雪委託業者(除雪ドーザによる除雪)

- 東部地区：中村・古垣特定共同企業体
代表者 中村建設(株) ☎23-3830
- 中央地区：庄木・赤石特定共同企業体
代表者 庄木興業(株) ☎23-5048
- 西部地区：よいち・ウエスト 特定共同企業体
代表者 和田建設工業(株) ☎22-6688

1:50,000 (1cm=200m)

凡 例	
●	雪 捨 場
— · — · — ·	除 雪 地 区

余市町除雪体制図(2) 《除雪トラック委託区域》

災害発生のため通行止

余市町道路除雪委託業者(除雪トラックによる除雪)

- 東部地区：中村・古垣特定共同企業体
代表者 中村建設(株) ☎23-3830
- 中央地区：庄木・赤石特定共同企業体
代表者 庄木興業(株) ☎23-5048
- 西部地区：よいち・ウエスト 特定共同企業体
代表者 和田建設工業(株) ☎22-6688

※降雪量、道路状況等により一部変更する場合があります。

凡 例	
●	雪 捨 場
—	除 雪 トラック 路線